

議決案第六號

三朝町消防條例制定に付りて

三朝町消防條例を次のように定める

昭和二十九年一月三十一日提出

三朝町長 灰出 雅

昭和廿九年壹月貳壹日

議長 天野 廉



三朝町消防条例

第一章 火人及び検査

第一条 消防法(以下去と)の第四十条第二項第一号の規定による公衆の出入する場所

は左に掲げるものとする。

1. 劇場、映画館、演芸場、遊戯場、見世物小屋、キヤベレ、ダンスホール、
2. 百貨店及び床面積五百平方メートル又は二階以上若しくは地階に賣場を有する店舗
3. 市場、取引所、
4. 客室十室以上を有する旅館ホテル、宿泊所、アパート、寄宿舎及びこれ等の類
5. 五十人以上を収容し得る室を有するが又は三階以上若しくは地階に客席を有する料理屋及び飲食店の類
6. 学校、学校類、図書館、博物館、展覧會場又は博覧會場、
7. 収容人員百人以上の公會堂、集會所及びこれ等の類
8. 病院、診療所、保育所、養育院及びこれ等の類
9. 公衆浴場
10. 停車場

第二条 去條四條第二項第二号の規定による場所は左の各号に掲げるものとする。

1. 常時二十人以上を勤務する工場、作業場、工作場及びこれ等の類
2. ビル、ダンク又は常時三十人以上を勤務する事務所
3. 発電所、変電所、

4. 爆発性、飛火性又は引火性物件の貯蔵、販賣及び取扱所
5. 車庫、営業倉庫、

第二章 火を使用する設備及び器具

第三条 すべて火を使用する設備又は器具は火災予防上著しく危険の虞ある物件の近傍に設備し又は使用してはならない。

第四条 すべて火を使用する設備又は器具は破損したまゝの状態で使用してはならない。

第五条 火を取扱うものは常に善良なる管理者の注意をもつて取扱はなければならぬ。

第六条 劇場、映画館、演習場には一定の喫煙所を設置しなければならぬ。何人も前項の喫煙所以外で喫煙してはならない。

第三章 消火設備

第七条 本法第十七条の規定による建築物その他の工作物は左の各号に掲げるものとす。

1. 第一条に定めるものの

2. 第二条の第一号乃至第三号及び第五条に定めるものの

3. 建坪二百平方メートル以上の建築場及び施設

4. 可燃性物件の貯蔵場

第八条 前条に定めるものは別に定めるものの、外消防の用に供する左の機械、器具及び消防用水（以下消防設備という）を備へなければならぬ。

標準甲 位面積 に於ける 設置数	主 要 目 的 物			
	油 類	セ ル ロ イ ド 類	電 気	一 般 可 燃 物
12		適		適
2		適		適
1		適		適
2		適		適
2		適		適
1		適		適
2		適		適
1		適		適
2	適	適		適
2	適	適		適
2	適			適
1	適			適
2	適		適	
2	適		適	
1	適		適	
3	適		適	適
2	適		適	適
1	適		適	適
3	適			
1	適			
	適			適

第 三 種	第 二 種	第 一 種	消 防 設 備
左の表による	ス ア リ ン ク ラ ー 放 射 圧 カ 五 ポ ン ド 以 上 放 射 量 毎 分 十 二 ガ ロ ン 以 上 の もの 延 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 箇 以 上	ホ ノ ア の 他 移 動 及 水 可 能 の 機 械 器具 で 筒 先 圧 力 二 十 五 ポ ン ド 毎 分 三 十 五 ガ ロ ン 以 上 放 水 す る もの は せ れ に 要 す る 十 分 間 以 上 の 放 水 量 を 有 す る 水 泵 と 共 に 建 物 延 五 百 平 方 メ ー ト ル に つ き 一 箇 以 上	配 置 標 準 単 位 面 積 は 二 百 五 十 平 方 メ ー ト ル

第九 備考 消防設備は以上三種の中一、種以上に設置するものとする
 七 条 第一号乃至第三号に掲げるものは二階以上の要所に左の避難器具
 七 条 第二号に掲げるものは二階以上の要所に左の避難器具
 七 条 第三号に掲げるものは二階以上の要所に左の避難器具
 その階の床面積六百平方メートル以下毎に必要とする避難器具の数

携帯式消火器その他の種類		容量又は重量
イ	満水バケツ	3½ガロン
	バケツ 桶 筒 付	25ガロン 50ガロン
ロ	水(炭酸ガス筒入)	2½ガロン
	スポンジ	2½ガロン 5ガロン
ハ	砲 噴 管 室	1¼ガロン又は1½ガロン
		2½ガロン
ニ	噴霧式圧搾水	¾ガロン
		2½ガロン
ホ	泡 沫	1¼ガロン又は1½ガロン
		2½ガロン
ハ	ポンプ式又は 圧搾式塩化炭 素	¾ガロン ¾ガロン 1ガロン
ト	炭 酸 ガ ス	3ポンド
		4ポンド
		35又は15ポンド
チ	砂バケツ(スコップ付)	35ガロン
	直管入オガ屑	80ガロン
リ	乾燥消火粉末	20ポンド

と見做すことができる。

附 則

- 一 第八條及び第九條の規定は昭和二十八年十一月一日からこれを施行する。
- 二 本條例の適用をうける建築物の所有者、管理者又は占有者は消防法第八條に差く防火費の負担を定め五月迄にその氏名、住所、年令、生年月日、職業を市町村消防団長を経て消防長に届出なければならぬ。生年月日、職業は届出た事項に変更を生じた場合は前項に準じて一週間以内の届出なければならぬ。
- 三 本條例の適用に関する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中火災予防条例は廃止する。